

須坂市職員に対する懲戒処分の公表について

平成 30 年 8 月 6 日

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により、次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

処分対象者及び処分内容

所 属	職 種	氏 名	年 齢	処分内容
まちづくり推進部道路河川課	技術職員 (男性)	中 嶋 光	37 歳	懲戒免職

処分年月日

平成 30 年 8 月 6 日 (月)

処分に至った事実の概要

平成 30 年 7 月 12 日夕方、当該職員が警視庁練馬警察署管内において、大麻を所持していたとして、大麻取締法違反の容疑で現行犯逮捕された。平成 30 年 7 月 23 日、市が留置所にて当該職員に接見し、大麻所持の事実を確認したところ、当該職員は自身で使用するために所持していた事実を認めた。平成 30 年 8 月 2 日、被疑者である当該職員は、東京地方検察庁に大麻取締法違反の容疑で起訴された。

市長コメント

何よりも法を順守すべき立場にある公務員がこのような行為を行ったことは、決して許されることではなく、国等の事例を参考に厳しい処分を科しました。

全体の奉仕者である公務員としての自覚の徹底と服務規律の保持、綱紀の粛正について、職員に対して強く指導してきたにも拘らず、このような不祥事を起こしたことは、市政を預かる最高責任者として、この事実を重く受け止め、市民の皆様の信頼を損ねたことに対し、心からお詫び申し上げます。

今回の事案を受け、改めて、一人ひとりの職員が、勤務時間の内外を問わず、公務員としての自覚を持って行動し、信用失墜につながる行為を厳に慎むよう、あらゆる機会を通じて、一層の周知徹底を図ってまいります。